

「杉並・地域エネルギー協議会」 会則

(名称)

本会を、杉並・地域エネルギー協議会と称す。

(目的)

本会は、市民・事業者・自治体の協働で分権型エネルギー政策をすすめ、地域で温暖化防止を実現できるように、具体的に行動していくことを目的とする。

(活動)

本会は、前記の目的を達成するために次の活動を行うものとする。

1. 省エネ行動の普及啓発
2. エネルギー問題に関する学習会
3. 家庭におけるエネルギー使用量調査
4. 住宅の省エネ化についての検討
5. 通信の発行
6. その他目的を達成するために必要な事業

(事務所)

本会の事務所を以下に置く

東京都杉並区西荻北4-15-11

(会員)

本会の趣旨に賛同し、共に活動を行いたいと望む者は、誰でも本会に入会し会員となる。入会を希望する者は、本会の代表にその旨申し込む。

(意思決定)

本会の運営に関する意思決定は全て、運営委員会において決定する。

運営委員会は、会員の半数以上の出席をもって成立するものとし、委任状による出席会員も出席したものとみなす。

(役員)

本会に代表者1名を置く。代表者は運営委員会において会員の互選により決定する。

代表者は本会を代表し、本会の運営全般に責任を持つ。

(会計)

本会に会計責任者を置く。会計責任者は事務局が担当する。

会計責任者は本会の会計を処理し記録を行い、必要に応じてその内容を運営委員会に報告し承認を得る。

また本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる1年間とする。

(施行)

本会則は、2004年4月9日より施行される。

2015年7月1日 改定 2017年7月1日 改定